

歯科診療報酬点数表

令和2年4月版

追補 202009

以下の告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 令和2年3月27日 厚生労働省告示第105号（令和2年4月1日適用）
- 令和2年3月31日 医療課事務連絡
- 令和2年5月19日 厚生労働省告示第215号（令和2年5月20日適用）
- 令和2年5月29日 厚生労働省告示第227号（令和2年6月1日、7月1日適用）
- 令和2年5月29日 保医発0529第1号（令和2年6月1日適用）
- 令和2年5月29日 保医発0529第4号（令和2年7月1日適用）
- 令和2年6月1日 厚生労働省告示第234号
- 令和2年6月9日 医療課事務連絡
- 令和2年8月31日 厚生労働省告示第304号（令和2年9月1日、10月1日適用）
- 令和2年8月31日 保医発0831第1号（令和2年9月1日適用）
- 令和2年8月31日 保医発0831第3号（令和2年10月1日適用）

頁	欄	行	訂正前	訂正後
5			〔下から1行目の次に以下のように追加〕 7 署名又は記名・押印を要する文書については、自筆の署名（電子的な署名を含む。）がある場合には印は不要である。	
15	右	上から2行目	継続していると推定される場合	継続している場合
50	左	上から18行目	産業医	産業医等
59	右	上から1行目	別表第三の一の二	別表第三の一の三
135	右	下から20行目	〔次行に追加〕	(9) (5)に関わらず、純チタン2種の全部金属冠の除去については、「3」著しく困難なものにより算定する。
164	左	上から7行目	3,750点	4,500点
192	左	下から24～11行目	2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 250点 b 複雑なもの 463点 ロ 5分の4冠 583点 ハ 全部金属冠 733点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 170点 b 複雑なもの 339点 ロ 4分の3冠 419点 ハ 5分の4冠 419点 ニ 全部金属冠 525点	2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 294点 b 複雑なもの 545点 ロ 5分の4冠 685点 ハ 全部金属冠 862点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 200点 b 複雑なもの 399点 ロ 4分の3冠 492点 ハ 5分の4冠 492点 ニ 全部金属冠 617点
192	左	下から10～7行目	b 複雑なもの 4点 ロ 4分の3冠 6点 ハ 5分の4冠 6点 ニ 全部金属冠 8点	〔削除〕
193	左	上から10行目	〔次行に追加〕	4 純チタン2種 66点

頁	欄	行	訂正前	訂正後
193	左	上から16～17行目	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 654点	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 769点
193	右	上から7行目	[次行に追加]	(14) 純チタン2種の全部金属冠により大臼歯の歯冠修復を行った場合は、M015-2 CAD/CAM冠に準じて算定する。
194	右	下から9行目	小白歯	前歯又は小白歯
195	左	上から6行目	[次行に追加]	4 CAD/CAM冠用材料（IV） 576点
195	右	[上から8行目の次に以下のように追加] (5) 前歯に対し、CAD/CAM冠を製作する場合において、CAD/CAM冠用材料（IV）の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合は、D010歯冠補綴時色調採得検査に準じて算定する。 (6) 前歯に対し、M001歯冠形成のうち、CAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又はCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯で、テンポラリークラウンを用いた場合は、M003-2テンポラリークラウンに準じ、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。		
195	右	上から18行目	歯冠修復	歯冠修復及び保険医療材料
196	左	下から14行目～次頁上から3行目	1 铸造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 844点 ロ 小白歯 636点 (2) (略) 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 507点 ロ 小白歯 636点 ハ 大臼歯 844点 (2) (略)	1 铸造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 993点 ロ 小白歯 748点 (2) (略) 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 597点 ロ 小白歯 748点 ハ 大臼歯 993点 (2) (略)
200	左	下から9～2行目	2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 675点 ロ 犬歯・小白歯 528点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 463点 ロ 犬歯・小白歯 403点 ハ 前歯（切歯） 374点	2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 794点 ロ 犬歯・小白歯 621点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 545点 ロ 犬歯・小白歯 474点 ハ 前歯（切歯） 440点
201	左	上から15～20行目	1 铸造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 231点 (2) 犬歯・小白歯 245点 (3) 大臼歯 275点	1 铸造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 220点 (2) 犬歯・小白歯 237点 (3) 大臼歯 272点
201	左	下から1行目～次頁上から1行目	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,082点	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,273点
227	左	上から2行目	(令和 2. 3. 5 厚生労働省告示第56号改正)	(令和 2. 6. 1 厚生労働省告示第234号改正)
229	右	[下から5行目の次に以下のように追加] 十 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する基準 (一) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給は、白内障に罹患している患者に対して眼内レンズによる水晶体再建を必要とする場合に行われるものに限られるものとする。 (二) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズによらない水晶体再建が行われる体制が十分整っている保険医療機関において行うものとする。 (三) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。		

頁	欄	行	訂正前	訂正後
231	左	上から13～14行目	及びヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	, ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤及び遺伝子組換えヒト von Willibrand 因子製剤
231	左	下から13行目	及びピフェルトロ錠100mg	, ピフェルトロ錠100mg, キャブピリン配合錠, ソリクア配合注ソロスター及びアイラミド配合懸濁性点眼液
231	右	上から6行目	モルヒネ硫酸塩	モルヒネ硫酸塩, リスデキサメフェタミンメシル酸塩
240	左	下から8行目	歯科外来診療環境体制加算1	(1) 歯科外来診療環境体制加算1
240	左	下から4行目	[次行に追加]	(2) 当該届出については、届出にあたり実績を要しない。
255	右	上から20～23行目	食道がん, 肺がん, 縦隔腫瘍, 胃がん, 肝臓がん, 胆嚢がん, 大腸がん又は膵臓がんと診断された患者であって, これらのがんの治療のために入院している間に閉鎖循環式全身麻酔による手術	がん患者であって, がんの治療のために入院している間に手術, 化学療法(骨髄抑制が見込まれるものに限る。), 放射線治療若しくは造血幹細胞移植
255	右	上から25～47行目	二 舌がん, 口腔がん, 咽頭がん, 喉頭がんその他頭部リンパ節郭清を必要とするがんと診断された患者であって, これらのがんの治療のために入院している間に放射線治療若しくは閉鎖循環式全身麻酔による手術が行われる予定のもの又は行われたもの 三 乳がんと診断された患者であって, 乳がんの治療のために入院している間にリンパ節郭清を伴う乳腺悪性腫瘍手術が行われる予定のもの又は行われたもの 四 骨軟部腫瘍又はがんの骨転移と診断された患者であって, これらのがんの治療のために入院している間にこれらの部位に対する手術, 化学療法若しくは放射線治療が行われる予定のもの又は行われたもの 五 原発性脳腫瘍又は転移性脳腫瘍と診断された患者であって, これらのがんの治療のために入院している間に手術若しくは放射線治療が行われる予定のもの又は行われたもの 六 血液腫瘍と診断された患者であって, 血液腫瘍の治療のために入院している間に化学療法若しくは造血幹細胞移植が行われる予定のもの又は行われたもの 七 がんと診断された患者であって, がんの治療のために入院している間に化学療法(骨髄抑制が見込まれるものに限る。)が行われる予定のもの又は行われたもの	[削除]
255	右	下から3行目	八	二
267	左	上から2行目	(令和 2. 3. 5 厚生労働省告示第61号改正)	(令和 2. 8. 31 厚生労働省告示第304号改正)
269	右	上から16行目	2,083円	2,450円
269	右	上から22行目	2,765円	3,227円
270	右	上から12行目	[次行に追加]	(4) CAD/CAM冠用材料(Ⅳ) 1個 5,760円
270	右	下から16行目	[次行に追加]	068 純チタン2種 1g 47円